

四 便所

便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりを設けること。

ロ 出入口の幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上ること。

(二) 直接地上へ通ずる一に定める構造の出入口から当該建築物の敷地の接する道又は空地（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。）に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、三に定める構造に準じたものとする。

ハ イに掲げる便所の出入口又は当該便房のある便所の出入口又は当該便房の出入口又は当該便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上ること。

(二) 直接地上へ通ずる一に定める構造の出入口から当該建築物の敷地の接する道又は空地（建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。）に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 廊下等

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上ること。

(二) 主たる廊下等は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法を九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、三に定める構造に準じたものとする。

ハ 一に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三 階段

階段は、次に定める構造とすること。

イ 手すりを設けること。

ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上ること。

四 便所

便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上設けること。

イ 腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。

ロ イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口又は当該便房の出入口又は当該便房の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

五 敷地内の通路

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上ること。

(二) 直接地上へ通ずる一に定める構造の出入口から当該建築物の敷地の接する道又は空地（建築基準法第四十三条第一項ただし書に規定する空地に限る。）に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

イ 幅員は、九十センチメートル以上とすること。

ロ 段を設ける場合においては、当該段は、三に定める構造に準じたものとする。

附 則

この告示は、平成十三年五月一日から施行する。
 ○国土交通省告示第二百八十二号
 船舶のトン数に関する証書交付規則（平成六年運輸省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
 平成十三年三月二十二日
 国土交通大臣 林 寛子

第九条第一項中「国を」を「国等（国並びに独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「国を」を「国等を」に改める。

附 則

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

○海上保安庁告示第七十六号
 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、海上保安庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務について委任を行うこととしたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

海上保安庁長官 縄野 克彦
 一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員
 の官職
 海上保安庁長官の所掌に係る第二章に定める権限又は事務のうち、別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

二 委任の効力の発生する日
 平成十三年四月一日

別表	上 欄	下 欄
	施設等機関（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百五十四条に定める機関をいう。）	機関の長
	地方支分部局（組織令第二百五十八条に定める部局をいう。）	部局の長

○海上保安庁告示第七十七号
 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めたので、次のとおり告示する。

海上保安庁長官 縄野 克彦
 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館） 海上保安庁総務部政務課内

国会事項

衆議院

議案提出
 三月十九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

文化交流に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第百八十二号）の締結について承認を求めるの件

税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書の締結について承認を求めるの件

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案

質問書提出
 三月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

京都議定書への米国の態度急変に関する質問主意書（原陽子提出）

空自新初等練習機導入にかかる入札・契約等に関する質問主意書（石井紘基提出）

参議院
 議案提出
 三月十九日内閣から次の議案が提出された。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第八四号）

農林中央金庫法案（閣法第八五号）
 漁船法の一部を改正する法律案（閣法第八六号）
 議案受領（予備審査）
 三月十九日内閣から次の議案が送付された。
 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣法第五号）